# 十日町市合理化事業計画

平成24年3月

十日町市

# 目 次

												(貝)
1	目的		•		•					•		2
2	本市の状況		5.0						•			2
3	し尿処理業務等の沿革及び	現況	•						•		•	2
4	下水道整備状況		•		•				•			3
5	し尿等の要処理量の見通し	(別表 1		5	P₹	参照)				•		3
		(参考資	料	7	P	多照)						
6	し尿等の処理体制の水準	(別表 2		6	P	シ照)		•	•	•	•	3
7	し尿・浄化槽汚泥の収集・資	軍搬業務	等0	り経	営の	D見i	通し					3
8	合理化事業の内容											
(1	)目標									•	• ;	3
(2	)対象			•		•					• 2	4
(3	)実施期間										• 4	4
(4	)実施方法			•			•	•		•	•	1

# 「十日町市合理化事業計画」

#### 1 目 的

本市のし尿及び浄化槽汚泥(以下、「し尿等」と称す。)の汲取り量は、昭和 53 年に住民の生活環境整備を目的として着手した下水道整備事業の推進によって、昭和 57 年度をピークに、年々減少傾向の一途をたどっている。この事は、し尿等の収集運搬業務の一般廃棄物処理業務を経営基盤とする事業者に大きな影響を及ぼしている。

本市は、このようなし尿等の減少化の傾向に対する措置については、これらの業務にたずさわる事業者の自助努力を基本として、一般廃棄物の適正処理を実施してきた。

今後とも住民生活に最も密着するし尿等の適正処理が継続的に実施されることが必要不可欠であることから、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(以下「合特法」と称す。)に基づき、その経営実態に即した支援策を講じ、将来にわたりし尿等の適正処理を確保するため、一般廃棄物処理事業者の経営安定を目的として本計画を策定する。

#### 2 本市の状況

平成 17 年4月1日、近隣地域の1市3町1村の合併によって、新しい十日町市が誕生した。

本市は、新潟県の南部に位置し、東西 31.4 km・南北 41.4 kmの広がりを持ち、総面積 589.92k ㎡、のうち約 70%が山林原野である。

東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々がつらなり、中央部には日本一の信濃川が南北に流れ十日町盆地とともに雄大な河岸段丘を形成している。また、西部には渋海川の流域に沿って集落や棚田が点在している。

本市は、日本海側気候に属し国内有数の豪雪地帯である。毎年の平均積雪量は2mを 超え年間の約3分の1が降雪期間となっている。

本市の人口は、58,911 人 (平成22年国勢調査)である。人口は、年々減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口が11,913人と高齢化が進展している。

# 3 し尿処理業務等の沿革及び現在の状況

#### (1) し尿処理の経過

本市のし尿等の汲取り業務は、昭和 33 年に民間業者の許可制で開始した。その後 昭和 39 年に、し尿処理場(消化方式 60 kℓ/日)が完成し、集約処理が開始された。同 年から旧川西町、昭和 43 年には旧松代町のし尿等の受託処理が実施された。

また、昭和 48 年には、十日町市と旧川西町の1市1町で、ごみ処理業務を目的とした「十日町市川西町衛生施設組合」を設立し、翌年10月にし尿処理業務と火葬業務を加えた広域的な処理体制が構築された。

昭和51年には、し尿処理施設(30 kℓ/日)に酸化処理槽を増設し、低希釈二段活性 処理方式に変更し、処理能力を90 kℓ/日及び高度処理方式に変更した。

さらに平成8年には、し尿処理施設の老朽化や下水道等の供用開始により、生物学的脱窒処理方式に改め、処理能力を65kl/日に改善するとともに臭気対策に万全を期するために脱臭設備を新たに建設した。

平成 11 年に旧松代町が「十日町市川西町衛生施設組合」に加入したことから、一部事務組合の名称を「十日町地域衛生施設組合」に変更し、これに合わせし尿等の収

集・運搬業務を平成12年に許可制からし尿を委託業務に変更した。

平成17年4月の5市町村の合併に伴い組合を解散し、「十日町市環境衛生課」所管となっている。

#### (2) し尿処理業務の対策の経緯

本市は下水道整備が始まった昭和57年に、庁内に「公共下水道供用開始に伴う準備調査プロジェクトチーム」を編成し、約8か月にわたって4業者と会議などを開催し、適正なし尿処理業務についての審議を重ねてきた。

その結果、昭和58年7月1日に「十日町地域清掃公社設立準備室」が組織され12回の協議を重ね昭和59年3月に市と4業者間で7項目による協定を取り交わした。しかし、4業者の一本化にはいたらなかった。

## 4 下水道等の整備状況

本市の下水道整備状況は川西地域、中里地域、松代地域、松之山地域の管路工事が完成し、平成22年度末時点で、公共下水道普及率99.8%、水洗化率94.2%、特定環境保全公共下水道普及率99.5%、水洗化率80.4%、農業集落排水施設普及率100.0%、水洗化率84.3%となっている。

## 5 し尿等の要処理量の見通し

本市の平成22年のし尿処理量は、4,011 kl/年、浄化槽汚泥の処理量は、7,544 kl/年で合わせて11,555 kl/年となっている。

今後は、下水道整備計画に基づく下水道普及率の向上に伴いし尿等の要処理量は別表 1のとおり推移し、平成28年度には9,683ke/年になると推測される。

# 6 し尿等の処理体制の水準

平成 22 年度における年間 11,555 klの処理量は、平成 28 年度には、年間 9,683 kl程度となる見通しである。現在 9 台の収集運搬車両の体制は、6 台(内 1 台予備車)で実施が可能となることが予測できる。(別表 2 参照)

# 7 し尿、浄化槽汚泥収集運搬業務等の経営の見通し

本市における収集運搬業務は、し尿は委託で浄化槽汚泥は許可制である。

し尿は下水道整備計画に基づく下水道普及率の向上によって、別表2に示すように著しい減少傾向が見込まれる。また、浄化槽汚泥も減少率は低いものの減少傾向が続くことが見込まれる。今後、経営基盤の強化を図るためには、経営の一本化を進めることが必要である。

# 8 合理化事業の内容

し尿処理量は今後も減少傾向となるが、市としては、事業者の事業存続を基本的な方向性ととらえ、事業者の一本化のための事業再編計画を策定する中で、代替的業務として委託可能なものについては、これまでに委託してきたものを含めて行政及び事業者側双方で協議しながら合意形成を図り、推進していくこととする。

#### (1) 目標

本計画の対象事業者及び対象車両は、し尿収集運搬業務及び浄化槽汚泥収集運搬業務を兼ねている。

このことからし尿と浄化槽汚泥の運搬については、事業者が現在保有する9台を基

に必要とする台数を5台、予備車1台とすることを目標とする。

(2) 対 象

表-1に記載する事業者とする。

# 表-1 し尿等の収集運搬委託業者名簿

平成23年4月1日現在

			十八人 23 十	サ/フェー	コラムエ
業者名	代表者名	住 所	電話番号	保有耳	車両数
有限会社 川西クリーン	井川 喜美子	十日町市新町新田 207-2	768-2428	2 t 4 t	1台
有限会社 下条清掃社	大渕清徳	十日町市下条3丁目547	755-2046	2 t 4 t	1 1 2 台
有限会社するがや清掃	中林茂司	十日町市寅甲 110	752-2018	2 t 4 t	1 1 1 1 1 1
有限会社 津南清掃社	岡崎六郎	十日町市寅甲 174-7	752-3707	3 t	2台

#### (3) 実施期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

(4) 実施方法

本市は、次の支援策を実施する。

① 事業転換に必要な代替業務等の提供

一般廃棄物処理業者(し尿等処理業者)が事業転換を図る場合において、次のような業務について当該業務に必要な知識、技術、経験等をかんがみ代替業務として 提供する。

なお、計画期間内における代替業務等の個別事項は、別に協定書で定める。

- 〇代替業務内容
  - ・し尿前処理施設等の維持管理業務
  - 農業集落排水施設等の維持管理業務
  - ・一般廃棄物処理等に関わる業務
  - ・その他、民間委託が可能な業務
- ② し尿等の収集運搬業務の効率化のための措置
  - ○し尿等の計画収集体制の確立
  - ○し尿汲取り委託料金の従量制から年額制への変更
- ③ 減車に伴う損失への支援

今回の合理化事業計画では、これまでの経緯や今後の代替業務の遂行が確実に実施された場合は、減車に伴う損失への支援を検討するが、転廃業者がいないので転廃業助成金(減車補償)は交付しない。

④ 事業再編計画の策定

事業者は市の合理化事業計画の実現に向けて事業再編計画を策定する。

#### し尿等要処理量の見通し

注:中里·松之山地域除く(単位;人口は人、し尿等量はkl)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市の人口	56,344	55,944	55,567	54,900	54,511	53,992	53,367	52,899	52,414	52,323	51,869	51,356	50,842	50,334	49,831	49,332	48,839
下水道普及率	62.3	67.2	69.9	74.2	77.7	81.1	81.6	83.2	83.3	83.6	84.4	85.4	86.4	87.4	88.4	89.4	90.4
排水可能人口	35,084	37,570	38,816	40,761	42,376	43,805	43,463	43,989	43,569	43,726	43,787	43,848	43,909	43,970	44,031	44,092	44,153
下水道水洗化人口	21,753	23,337	24,907	25,731	27,132	28,130	28,679	30,634	31,165	33,034	33,503	33,972	34,441	34,910	35,379	35,848	36,317
処理区域外人口	21,260	18,374	16,751	14,139	12,135	10,187	9,904	8,910	8,845	8,597	8,082	7,508	6,933	6,364	5,800	5,240	4,686
処理区域内未接続人口	13,331	14,233	13,909	15,030	15,244	15,675	14,784	13,355	12,404	10,692	10,284	9,876	9,468	9,060	8,652	8,244	7,836
非水洗化人口	15,672	15,115	14,449	14,139	12,135	10,187	9,585	8,910	8,070	7,776	7,353	6,933	6,513	6,093	5,673	5,253	4,833
し尿等要処理人口	29,003	29,348	28,358	29,169	27,379	25,862	24,688	22,265	21,249	19,289	18,366	17,384	16,401	15,424	14,452	13,484	12,522
し尿要処理人口	15,672	15,115	14,449	14,139	12,135	10,187	9,585	8,910	8,070	7,776	7,353	6,933	6,513	6,093	5,673	5,253	4,833
浄化槽人口	13,331	14,233	13,909	15,030	15,244	15,675	14,784	13,355	12,404	10,692	10,284	9,874	9,464	9,054	8,644	8,234	7,824
し尿等要処理量	18,725	18,733	17,489	17,135	15,152	14,815	13,844	13,575	12,068	12,307	11,555	11,287	10,890	10,660	10,308	10,002	9,683
し尿要処理量	10,841	10,290	9,567	9,025	7,626	7,241	6,426	5,370	4,924	4,528	4,011	3,832	3,703	3,678	3,520	3,482	3,325
浄化槽汚泥要処理量	7,884	8,443	7,922	8,110	7,526	7,574	7,418	8,205	7,144	7,779	7,544	7,455	7,187	6,982	6,788	6,520	6,358

注1:全市人口=各年度の7/1現在の住民台帳人口、平成23年度以降は推計(前年比99.0%)

注2: 下水道普及率=排水可能人口÷全市人口

注3: 下水道水洗化人口=排水可能人口÷全市人口

注4: 処理区域外人口=全市人口-排水可能人口

注5: 処理区域内未接続人口=排水可能人口-下水道水洗化人口

注6: 非水洗化人口=し尿要処理人口

注7: し尿等要処理人口=全市人口-下水道水洗化人口

注8: し尿要処理人口=平成12年~平成22年度は実績(平成23年度以降は推計)

注9: し尿等要処理人量=し尿要処理量+浄化槽汚泥要処理量(平成12年~平成22年度は実績、23年度以降は推計)

#### し尿等処理体制の水準及び見通し

注:中里・松之山地域除く

(単位;kl·台)

H27 H28 10,002 9,68 3,482 3,32 6,520 6,35 1,667 1,61
3,482 3,32 6,520 6,38 1,667 1,61
6,520 6,38 1,667 1,61
1,667 1,61
SILLAR FOR SHOOK
,156.8 1,288
,634.1 1,859
7
7
2

注1: 年間し尿等要処理量(A)=別表1 し尿等要処理量の見通し「し尿等要処理量」による。

(予備車含む)

注2: 年間し尿等要処理量(B)=別表1 し尿等要処理量の見通し「し尿要処理量」による。

注3: 年間浄化槽汚泥要処理量(C)=別表1 し尿等要処理量の見通し「浄化槽汚泥要処理量」による。

注4: 1台当りし尿等年間処理量計 (D)=(A)÷(I)

し尿、浄化槽汚泥の収集量は、ともに減少傾向にあるため、平成23年度以降も平成22年度と同量の収集量を確保する。

注5: 要減車車両台数 (K)=9台-(I)

注6: 減車計画車両台数(L)

50 2 38	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	平均
し尿	57.90	54.93	54.70	52.67	50.33	48.88	46.42	39.56	40.80	36.79	34.71	33.95	34.00	34.50	34.15	34.81	34.34	42.56
净化槽汚泥	42.10	45.07	45.30	47.33	49.67	51.12	53.58	60.44	59.20	63.21	65.29	66.05	66.00	65.50	65.85	65.19	65.66	57.44

系数 0.43 0.57

年間処理量集計表

(単位:kl)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年間し尿要処理量	10,841	10,290	9,567	9,025	7,626	7,241	6,426	5,370	4,924	4,528	4,011	3,832	3,703	3,678	3,520	3,482	3,325
年間浄化槽要処理量	7,884	8,443	7,922	8,110	7,526	7,574	7,418	8,205	7,144	7,779	7,544	7,455	7,187	6,982	6,788	6,520	6,358

